

## 委 託 契 約 書 (案)

公立大学法人長野県立大学(以下「委託者」という。)と〇〇〇(以下「受託者」という。)は、次の条項により、長野県立大学証明書発行システムの構築・保守業務委託契約を締結する。

### (総則)

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (委託業務)

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 長野県立大学証明書発行システムの構築・保守業務委託

(2) 業務の内容 長野県立大学証明書発行システムの構築・保守業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)のとおりに。

### (履行期間)

第3条 構築業務委託の履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日まで、保守業務委託期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

### (委託料)

第4条 業務委託料は次のとおりとする。

(1) 構築業務委託〇〇〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円)

(2) 5年間保守業務委託〇〇〇円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円)

### (契約保証金)

第5条 契約保証金は、〇〇〇円とし、公立大学法人長野県立大学契約事務細則第33条第〇号の規定によりその納付は免除する。ただし、受託者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

### (契約保証金)【契約保証金の納付を免除しない場合】

受注者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

2 発注者は、次条の規定により委託業務が完了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

### (委託業務の処理方法等)

第6条 受託者は、この契約書のほか、仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 受託者は、仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

### (業務完了報告及び検査)

第7条 受託者は、構築業務については、委託業務完了後の10日以内または令和9年3月

- 3 1日のいずれか早い日までに、保守業務については、4月から3月を1年度として当該年度の3月31日に業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、提出後10日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 委託者は、前条の規定により引渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から60日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が60日を超えるとときは、前項に規定する期間は、遅延日数が60日を超えた日に満了したものとみなす。

(秘密の保持)

第9条 受託者は、この契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取扱う場合は、個人情報保護のために「個人情報取扱特記事項」(別紙)及び「情報資産等取扱特記事項」(別紙)に掲げる事項を遵守しなければならない。

(危険負担)

第11条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。

(契約不適合)

第12条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に契約の内容に適合しない部分が発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該部分を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第13条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第14条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第15条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更す

るものとする。

- 3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第16条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、その責に帰すべき理由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (3) 前号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による契約解除)

第16条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第16条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

- 2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第17条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに成果品及び委託業務完了報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は成果品及び委託業務完了報告書を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年3.0%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。
- 3 受託者は、第12条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
- 4 受託者は、前3条の規定により契約が解除されたときは、第5条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。
- 5 受託者は、第1項又は第4項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 18 条 受託者は、第 16 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の 2 倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約を履行した後も同様とする。ただし、第 16 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 19 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、委託者と受託者が両者自署又は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

委託者 長野県長野市三輪八丁目 49 番 7 号  
公立大学法人長野県立大学  
理事長 佐藤 慎次郎 印

受託者 ○○○  
○○○ 印

## 個人情報取扱特記事項

### (個人情報の漏えいの禁止)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受託者は、この契約による業務を行うために発注者から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

### (個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が不要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

### (個人情報の目的外使用の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### (個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受託者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために発注者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

### (再委託の原則禁止)

第6 受託者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

### (事故発生時における報告)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、発注者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。

## 情報資産等取扱特記事項

情報資産等（情報システム、電子計算機及びネットワークで取り扱うデータ、システムで出力される帳票等）については、次のとおり取り扱うものとする。

### （情報資産等の漏洩の禁止）

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た情報資産等の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### （情報資産等の滅失、改ざん及び損傷の禁止）

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された情報資産等を滅失、改ざん及び破損してはならない。

### （情報資産等の掲載された資料等の返還又は破棄）

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う情報資産等が必要でなくなった場合には委託者の指示により、速やかに情報資産等の掲載された資料等を返還又は破棄しなければならない。

### （情報資産等の目的外使用の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、情報資産等を取り扱う場合には、情報資産等を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

### （情報資産等の複製及び複写の禁止）

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために、委託者から引き渡された情報資産等の掲載された資料等を複製及び複写してはならない。

### （委託禁止）

第6 受託者は、情報資産等を取り扱う業務は自ら行うものとし、他の者にその取り扱いを委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を受けたときは、この限りではない。

2 受託者は、前項の規定により委託者の承認を受け委託を行うときは、委託先に対して、この情報資産等取扱特記事項を遵守する義務を負わせるものとする。

### （事故発生時における報告）

第7 受託者は、この業務を行うために取り扱う情報資産等の漏洩、滅失又は損傷等があった場合には、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。